

木津川市国土強靭化地域計画

令和 2 年 3 月

令和 3 年 12 月一部修正

令和 4 年 12 月一部修正

令和 5 年 12 月一部修正

令和 6 年 12 月一部修正



目 次

はじめに	2
1 策定の趣旨		
2 計画の位置づけ		
3 計画期間		
 第1章 木津川市国土強靭化地域計画の基本的な考え方	4
1 基本目標		
2 木津川市国土強靭化地域計画を推進する上で基本的な方針		
 第2章 木津川市の地域特性等	6
1 本市の位置及び地形		
2 気候		
3 人口		
4 道路・鉄道等		
5 その他の特性等		
 第3章 脆弱性評価	9
1 想定するリスク		
2 木津川市における「起きてはならない最悪の事態」		
 第4章 国土強靭化の推進方針	15
1 国土強靭化に関する施策分野		
2 施策分野毎の国土強靭化の推進方針		
 第5章 計画の推進	39
1 計画の進捗管理		
2 施策の重点化		
3 共通事項		
 別紙1 「起きてはならない最悪の事態」の設定		
別紙2 「起きてはならない最悪の事態」に対応するKPIと評価		

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である公共公益施設の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって市民生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共公益施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向け、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）（以下「強靭化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、強靭化基本法第10条に定める「国土強靭化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靭化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靭化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況をふまえ、国土強靭化基本計画の変更を行っている。

また、京都府においては、平成21年度に地震に対する目標を設定した「京都府戦略的地震防災対策指針」を策定し、具体的な事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づいて地震対策が進められてきた。平成27年5月には「第二次京都府戦略的地震防災対策指針」及び「同推進プラン」を策定して新たな減災目標を定め、地震防災対策を計画的に推進することとしたほか、災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、防災に対する基本理念を定めるとともに、府民が安全に暮らすことができる京都府の実現に寄与することを目的とした「災害からの安全な京都づくり条例」を平成28年から施行している。併せて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、府民、市町村及び国、事業者等とともに強靭で安心・安全な京都府づくりを進めていくため、京都府国土強靭化地域計画を平成28年11月に策定している。

木津川市は、このような国や京都府の取り組みに合わせて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、府及び国、事業者等とともに強靭で安心・安全な地域づくりを進めていくため、木津川市国土強靭化地域計画を策定することとした。

2 計画の位置づけ

木津川市国土強靭化地域計画は、強靭化基本法第13条に規定する国土強靭化地域計画として策定するものであり、木津川市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である「第2次木津川市総合計画」及び「木津川市地域防災計画」等の国土強靭化に係る計画との整合を図ることとする。

3 計画期間

計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とする。ただし、「国土強靭化基本計画」、「京都府国土強靭化地域計画」及び「第2次木津川市総合計画」と整合を図る必要があることから、同計画の変更、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 木津川市国土強靭化地域計画の基本的な考え方

1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を想定して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

2 木津川市国土強靭化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりという国土強靭化の理念を踏まえるとともに、平成24年から京都府内で3年連続して発生した大規模な浸水被害のほか、東日本大震災、平成23年9月台風12号に伴う紀伊半島大水害、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、令和元年台風19号に伴う豪雨災害等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）国土強靭化の取組姿勢

- ・ 激甚化する土砂災害・風水害、既に活動期に入っている巨大地震に対し、国、府、近隣市町村、事業者、市民及び自主防災会等の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・ 木津川市の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を踏まえ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること。
- ・ 木津川市のあらゆる組織・団体・企業等が有する災害に対する組織体制の整備及び回復力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 行政と事業者や市民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 公共公益施設の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の公共公益施設を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP／PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 国・府の研究開発成果の情報収集及び活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 木津川市の地域特性等

1 本市の位置及び地形

木津川市は、京都府南部の山城地域にあり、京都・大阪の中心部から30km圏内に位置し、南は奈良県奈良市と接し、市の中央には木津川の清流が東西に流れ、その支川の多くは天井川となっている。特に、低地は、農地・集落、自然堤防上の集落・市街地であり、市域南西部の台地・段丘及び丘陵部では、開発された住宅地が広がっている。

木津川は、淀川を通じて瀬戸内海に通じているため、古来より東アジアの国々とつながり、人や物資、文化が伝わってきた。近年では、国家的プロジェクトとして関西文化学術研究都市の中核地として木津川市は開発が進められ、先端的な学術、産業、暮らしが展開されるまちとなっている。

このように、木津川市は、古からの長い歴史を受け継ぎながら、新たな発展の時期を迎えた新旧文化が調和したまちといえる。

木津川市地形図



(出典: 地理院地図(電子国土Web)から掲載)

2 気 候

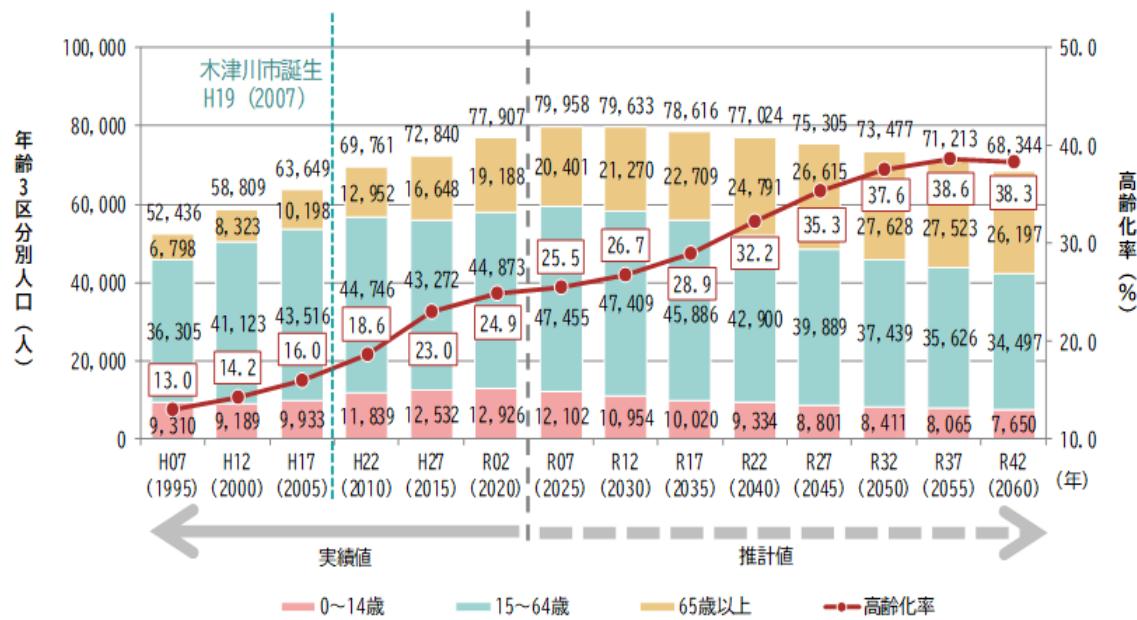
木津川市の気候は、太平洋側の内陸性気候であり、過去10年間の平均では8月平均気温27.2°C、1月平均気温3.9°Cで、冬は比較的暖かく、夏はそれほど暑くなく、四季を通じて穏やかで、降水量は年平均1,500mm前後である。

3 人 口

木津川市の人口は、学研地区の宅地開発などを背景とする人口流入により順調に増加を続け、令和4（2022）年9月には8万人に達したものの、その後は横ばいから減少に転じるなど、転換期を迎えていました。

将来人口（令和5年（2023）年推計）をみると、今後は緩やかに減少し、高齢化率も徐々に上昇を続け、令和22（2040）年には30%を超えることが予測されます。

年齢3区分別人口と高齢化率の推移（実績値と将来推計値）



資料：2020年以前は国勢調査、2025年以降は木津川市推計（2023年推計）

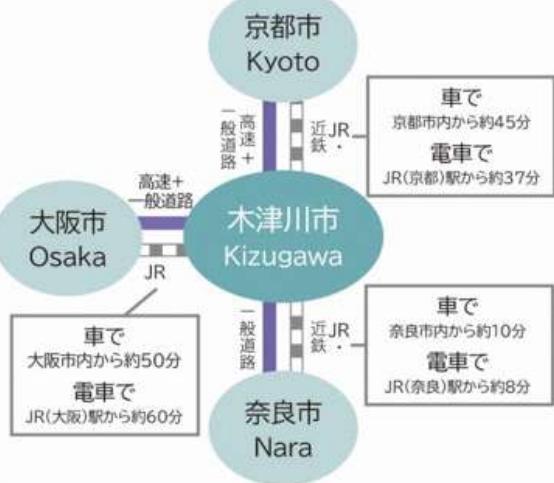
4 道路・鉄道等

道路は、市の中央部を国道24号が南北方向に、国道163号が東西方向に整備されており、広域幹線道路として位置付けられている。また、市の西部には京奈和自動車道も整備されるなど、国道24号及び国道163号などの交通混雑の緩和と関西文化学術研究都市間のアクセス向上が図られている。

鉄道は、JRにより木津駅を中心に、関西本線、奈良線、片町線で京都、大阪、奈良、三重方面と結ばれており、また、市の西部を南北に走る近鉄により京都、大阪、奈良方面と結ばれている。

5 その他の特性等

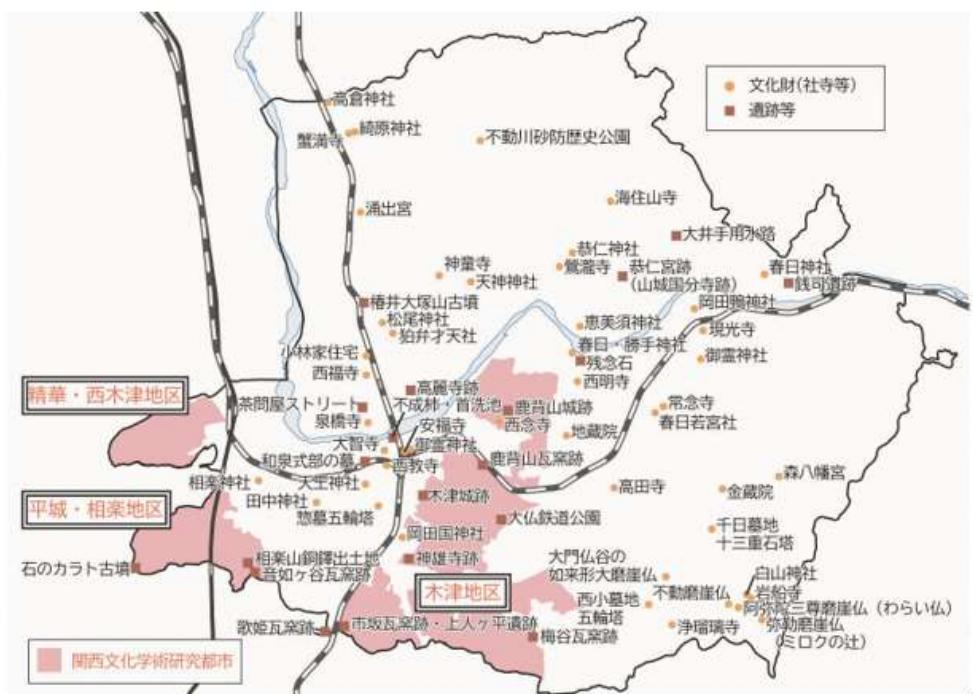
周辺都市へのアクセス時間*



木津川市は、平地部の田園、周囲の山々、丘陵部の木々、木津川などから構成される里地里山など豊かな自然に恵まれている。また、史跡や遺跡、伝統行事などの有形無形の歴史的文化遺産も豊富にあり、古くからの長い歴史を受けつぎながら、新たな発展の時期を迎えた新旧文化が調和した町といえる。

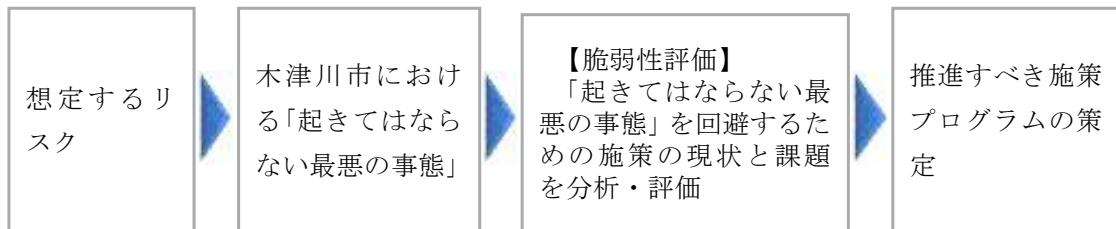
また、関西文化学術研究都市は、京都、大阪、奈良の3府県にまたがる京阪奈丘陵において、国家的プロジェクトとして文化・学術・研究の新しい拠点づくりを目指して、「関西文化学術研究都市建設促進法」の公布・施行(昭和62(1987)年)によりスタートし、産・学・官の協力と連携のもとで建設が進み、現在では世界的な学術研究機関や国際的な交流拠点が次々と完成し、150を超える研究施設などが整備されている。

木津川市の主な文化財・遺構及び関西文化学術研究都市の整備地区



第3章 脆弱性評価

強靭化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を次の枠組及び手順により行った。



1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響を鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次とおり提示する。

(1) 地震

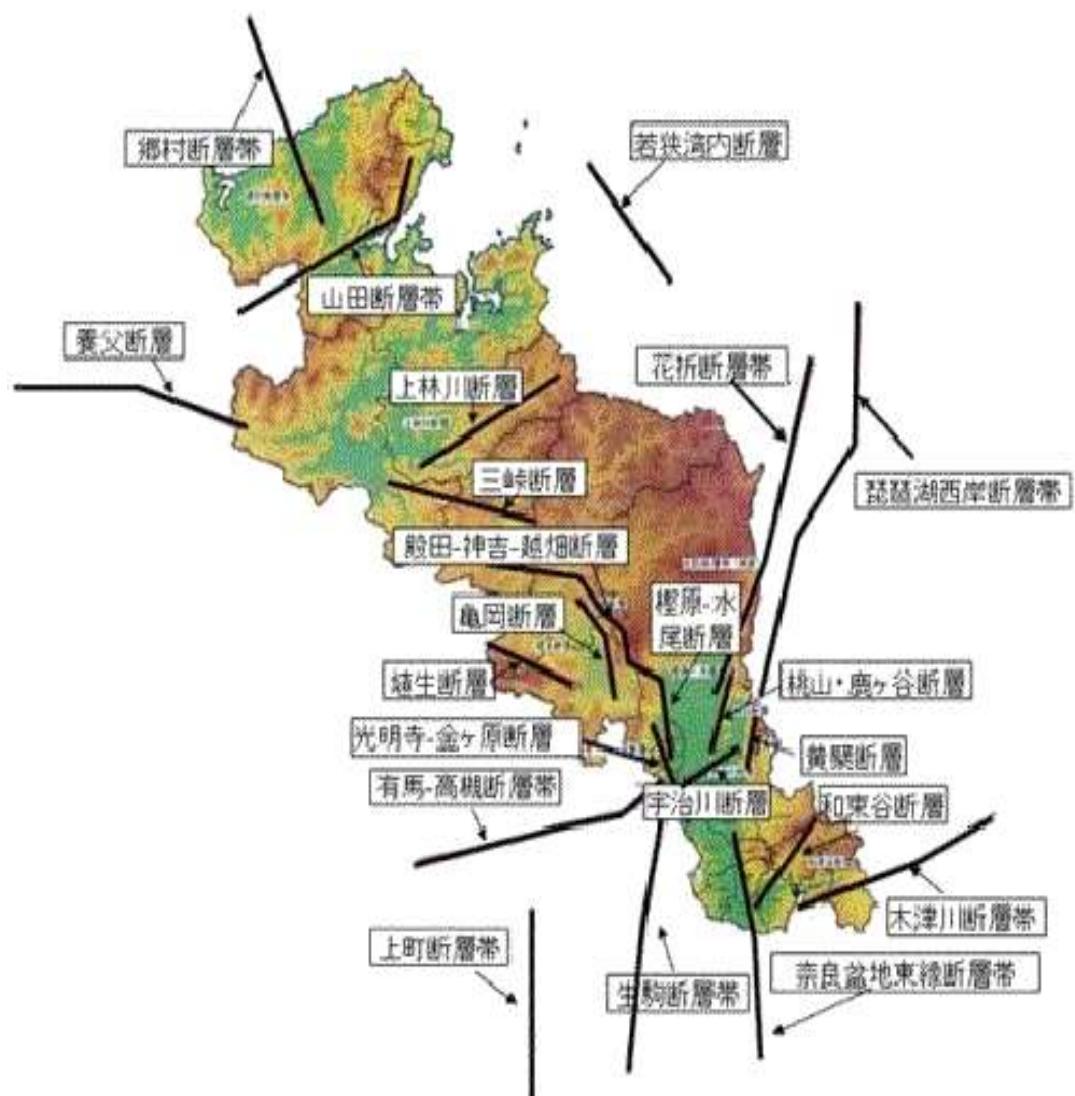
① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%～80%（平成30年12月時点）と高くなっている南海トラフ地震については、死者約30人、全壊・焼失建物約740棟の被害が生ずることが想定されている。

② 直下型地震

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災は、我が国で初めて都市を直撃した直下型地震であり、地震の規模は淡路島北部を震源としてマグニチュード7.3（兵庫県の一部では震度7、木津川市では震度4を観測）、死者6,400余人、負傷者43,700余人に上る甚大な人的被害をもたらした。

また、国は「奈良盆地東縁断層帯」における地震の発生確率が相対的に高いと公表している（地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」（2019年1月1日で算定））。木津川市では、これらの断層を震源とする地震の発生により大きな被害を受ける可能性があるほか、主要な活断層の数及び発生確率から想定される被害規模が他の地域と比較して高い傾向にある。



(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

昭和 28 (1953) 年 8 月 14 日から 15 日に、木津川上流域を中心に雷雨が発生した。木津川右岸における支流の被害が大きく、和束町で 428mm の集中豪雨が降り、ため池の決壊や小河川の氾濫が発生した。特に、山城地域での被害が大きく、死者 31 名の犠牲者が出る大惨事となった(南山城水害)。

この大雨は非常に狭い範囲で降ったことから、報道機関によって「集中豪雨」という言葉が使われた最初の事例となった。

また、同年 9 月 25 日には、台風第 13 号が襲来し、南山城水害の未補修箇所や応急工事箇所の再決壊などにより、大きな被害が出た。

以下、最近の被害発生状況

◇ 平成 25 年 台風第 18 号 (9 月 15 日から同月 16 日まで)

日本初の大雨特別警報の発令 (京都府)

雨 量 等 : 総雨量 148mm (木津) 、 203 mm (加茂) 、 226 mm (山城三上山)

被害状況 : 建物一部損壊 1 棟 (加茂)

床上浸水 25 棟 (木津 22、加茂 3)

床下浸水 28 棟 (木津 25、加茂 2、山城 1)

道路冠水 15 か所 (木津 8、加茂 6、山城 1)

道路崩壊 37 か所 (木津 3、加茂 28、山城 6)

その他に河川、農地等被害あり。

◇ 平成 29 年 台風第 21 号 (10 月 22 日から同月 23 日まで)

雨 量 等 : 総雨量 171mm (木津) 、 195 mm (加茂) 、 179 mm (山城三上山)

被害状況 : 床上浸水 1 棟 (加茂)

床下浸水 11 棟 (木津)

倉庫等浸水 8 棟 (木津 2、加茂 6)

パイプハウス 24 棟

その他に河川、農地等被害あり。

平成 25 年 台風第 18 号



木津神田付近 (床上浸水)

平成 29 年 台風第 21 号



木津合同樋門 (内水排水状況)

2 木津川市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靭化基本法第17条第3項）。木津川市においては、国土強靭化基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」を基に、木津川市として、次のとおり51項目を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
II. 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持される		1-2	地震による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生
III. 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化		1-3	台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
IV. 迅速な復旧復興		1-4	台風・豪雨等による大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や避難体制の不備に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	重要路線の途絶等による、多数かつ長期にわたる孤立集落や孤立住民等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、 消防団施設・防火水槽・消火栓の損壊等 により、消防団の機能発揮が困難
		2-5	住民の多数被災、防災倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
		2-6	想定を超える大量の避難者及び帰宅困難者（観光客を含む）の発生、並びに水・食料等の供給不足
		2-7	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-9	避難所施設の被災や避難所運営体制構築の遅れにより、避難所運営が円滑にできない、安全が確保できない状況の発生。市外避難者の増大や想定外の避難者発生に伴う避難所施設の不足
		2-10	福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、協定締結福祉避難所及びその他の福祉施設による福祉避難所の開設ができない

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られる	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政・地域の防犯・治安機能の低下による盗難等の多発に伴う混乱
II. 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持される		3-2	警察等、国・府の出先機関の機能低下に伴う大規模な交通麻痺の発生、信号機故障等に伴う事故等の多発
III. 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化		3-3	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
IV. 迅速な復旧復興	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信（防災行政無線、ネット回線、携帯電話等）の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備から避難行動や救助・支援の遅延
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹陸上交通ネットワークの機能停止に伴う人・物資の流通の停滞による各種事業への甚大な影響
		5-5	金融サービス等の機能停止により市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6	食料・水等の安定供給の停滞
		5-7	異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道・ごみ処理等のライフライン・生活インフラ関連施設・設備の被災による長期間にわたる機能停止
		6-3	下水・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通インフラが長期間にわたり機能停止
		6-5	応急仮設住宅等の住宅支援対策の遅延による避難生活の長期化
		6-6	被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られる II. 木津川市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持される III. 市民の財産及び公共公益施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	木造密集地等での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	連続地震、土砂災害等の複合災害による多数の死傷者の発生
		7-3	沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、陥没による交通麻痺
		7-4	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出に伴う健康被害及び環境への影響
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	原子力発電所の過酷事故に伴う避難者の受け入れ及び風評被害等による京都経済等への甚大な影響
		7-8	感染症の大規模発生等による関連死の多数発生
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復旧・復興ができなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	地盤変動等による広域・長期にわたる被害の発生により、復旧・復興が遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	住宅被害調査や罹災証明発行業務が遅延し、生活再建が大幅に遅れる事態
		8-8	広域応援部隊が使用する燃料等の不足による、救援行動に支障をきたす事態の発生
		8-9	市外へ避難された方の受け入れ態勢を確保できない事態の発生

別紙1 「起きてはならない最悪の事態」の設定

別紙2 「起きてはならない最悪の事態」に対応する KPI と評価

第4章 国土強靭化の推進方針

1 国土強靭化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靭化に関する施策分野は、次の13の個別の施策分野と5つの横断的分野とする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能／（警察）防犯・消防等／防災教育等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 金融
- (6) 情報通信
- (7) 産業構造
- (8) 交通・物流
- (9) 農林水産
- (10) 国土保全
- (11) 環境
- (12) 土地利用（国土利用）
- (13) 伝統・文化の保全

[横断的分野]

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 人材育成
- (3) 官民連携
- (4) 老朽化対策
- (5) 研究開発

2 施策分野毎の国土強靭化の推進方針

1で設定した18の施策分野毎の国土強靭化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら18の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性

及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

3 共通事項

各分野の推進方針にある「重要路線」とは、木津川市が管理する市道のうち、以下に掲げる条件の道路をいう。

- (1) 京都府が設定する緊急輸送道路から市における防災上重要な施設を結ぶ路線
- (2) 孤立化の恐れがある地区を通るコミュニティバス路線

[個別施策分野]

(1) 行政機能／（警察）防犯・消防等／防災教育等

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策	防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。	危機管理課、総務部、市民環境部、健康福祉部、教育部、施設所管部局
	防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保できるよう、非常用発電機能の維持を着実に図るとともに、情報システム等、電源使用の優先順位を定める。	危機管理課、総務部、施設所管部局
	被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、耐震化の推進等、消防団施設の機能向上を図るとともに、本部代替施設の確保と通信機能等の向上を図る。	危機管理課、総務部、消防団
災害対策本部の運営強化等	防災の総合的な計画である地域防災計画及び災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にした職員初動マニュアルや業務継続計画を社会環境等の変化に応じて見直す。	危機管理課
	初動体制を充実・強化するとともに、代替拠点を定めることも検討する。	危機管理課
応援・受援体制の強化	平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、関係機関や民間企業等との連携・応援体制を構築する。	危機管理課

	警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等の広域支援計画の策定等を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保する。また、平時から、府・関係機関・地方公共団体との連携強化、広域災害を想定した遠隔自治体との連携強化、市内の防災拠点の整備促進を図るとともに、「木津川市地域防災計画」等に基づく広域的な応援・支援体制を整備し、訓練を実施すること等により、その実効性を常に向上させる。さらに、海外からの救援部隊等の支援の受け入れ体制の整備を検討する。	危機管理課
府及び部局間の連携強化	W e b E O C（ネットを活用した防災情報の共有システム）を効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、府との連絡体制の確立・維持や訓練、救助・救出活動や物資搬送等の府と連携した防災訓練、被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に府や部局間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。	危機管理課
	福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡散に伴う、「原子力災害に係る広域避難要領」に基づく宮津市からの避難者の受け入れの実効性を確保するとともに、訓練等を通じて、継続的に見直しを行う。	危機管理課
救助・救出活動の能力向上	正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、関係機関、警察、消防と地元消防団、行政地域等との連携を強化する。	危機管理課
	研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、被災遺族等への対応訓練を行う。	危機管理課、各部
物資等の備蓄、供給対策	「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、府と連携要領を確認して、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。	危機管理課
	備蓄物資を計画的に確保し、府内広域等からの受け入れ救援物資等に備えた防災倉庫等の保管	危機管理課、市民環境部

	拠点を整備する。	
行政における業務継続体制の確立	業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。	危機管理課、各部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
防災拠点施設（庁舎、病院、学校、体育館等）の耐震化（全 <u>48</u> 棟中）	<u>100%</u> (R7)	各施設所管部
同長寿命化（加茂文化センター）	R1～R11	教育部
同長寿命化（中央交流会館）	R1～R7	教育部
同長寿命化（山城総合文化センター）	R5～R13	教育部
<u>消防団詰所の移設・改築（鹿背山・南加茂台、他）</u>	<u>R6～</u>	危機管理課
相楽中部消防本部の移転（耐震化・浸水対策）	R2～R7	相楽中部消防本部、危機管理課
木津人権センター・木津児童館の合築	R6～ <u>R8</u>	市民環境部 健康福祉部

(2) 住宅・都市

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
住宅の耐震化	昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、市民の命を守ることが最優先との観点から、木津川市建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月策定）に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、耐震化を一層促進する。また、耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	危機管理課、建設部
	耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。また、耐震改修等を促進するため、住	危機管理課、建設部

	宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 市営住宅については、第2次木津川市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画に基づき、建替え等により耐震化を進めるとともに、適切な管理に努める。	建設部
空家等対策の推進	管理が不十分な空家等については、木津川市空家等対策計画に基づき、所有者等に適正な管理を促すとともに、空家の状況に応じて利活用や除却を推進するなど、空き家対策総合支援事業を活用しつつ、総合的な空家等対策を実施します。	建設部
多数の者が利用する建築物等の耐震化	多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震性が不足していると診断された建築物及び防災拠点施設について、木津川市建築物耐震改修促進計画等に基づいて、耐震化や天井板の改修等を計画的に促進する。	<u>危機管理課</u> 、施設所管部
学校施設の耐震化	学校施設は、児童・生徒等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共公益施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者は、校舎等の構造体の耐震化の完了を目指すとともに、つり天井等の非構造部材の耐震化もできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。	教育部
建築物、宅地等の応急危険度判定	府と連携を図って地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の実地・連絡訓練、研修会へ参加することにより、危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。	<u>危機管理課</u> 、建設部
室内の安全対策、火災発生防止対策の推進	ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める。	<u>危機管理課</u> 、建設部 <u>危機管理課</u>

地震や火災に強いまちづくり等の推進	<p>大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、木津川市建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に推進する。</p>	<u>危機管理課</u> 、建設部
	<p>土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を行う際は、災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備に留意し、府と連携しながら推進する。</p>	建設部
	<p>倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。また、取り組みを促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。</p>	<u>危機管理課</u> 、建設部
	<p>大規模盛土造成地について、府が広報する資料に基づき、該当地がある場合にはマップ等を作成して、市民に情報共有を図る。また、大規模盛り土造成地の安全性を把握するため、宅地耐震化推進事業を推進する。</p>	<u>危機管理課</u> 、建設部
ライフライン施設の応急復旧体制の構築等	<p>早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。</p>	<u>危機管理課</u> 、建設部
	<p>電気、ガス、給排水、照明、空調、通信設備等の機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。</p>	各部、関係企業等
	<p>災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から各ライフライン事業者間の連携を強化する。</p>	<u>危機管理課</u>
下水道施設の耐震化	<p>災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化及び改築更新を計画的に進めるとともに、下水道事業計画区域外では合併浄化槽の整備を推進する。</p>	上下水道部 市民 <u>環境部</u>
上水道施設の耐震化	<p>上水道施設の耐震化を着実に推進するため、木津川市水道人材育成・技術継承計画に基づき技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。</p>	上下水道部
	<p>浄水場、配水池、管路の耐震化を進めており、今後も木津川市新水道ビジョンに基づき計画的に実施する。</p>	上下水道部

緊急輸送路等の確保・整備	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策等を促進する。	建設部
	電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重要路線に対し、無電柱化等を計画的に推進する。	建設部
	防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保するため、対応が必要な重要路線について府と連携し、沿道建築物の耐震化を計画的に推進する。	建設部
被災者の生活対策	避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。	危機管理課、健康福祉部、避難所施設所管部
	避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」を関係機関と連携して整備するとともに、簡易トイレ、携帯トイレの備蓄を進める。	危機管理課、施設所管部
迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備	大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、府等と連携・共同により被災者の生活再建支援システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。	危機管理課
生活と住居の再建支援	被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。	危機管理課、健康福祉部
	被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備する。	危機管理課、各部
	多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組の実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。	危機管理課、建設部、各部

	大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組として全国規模の「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。	<u>危機管理課</u> 、建設部
帰宅困難者の安全確保	観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保、帰宅支援ステーションの充実等、支援体制を整備し、その安全を確保する。	<u>企画戦略部</u>
	避難所の耐震化を進めるとともに、避難所として適合する公的施設について避難所指定を促進し、民間施設等を一時避難所として活用できるようする。	<u>危機管理課</u> 、施設所管部
	大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。	<u>危機管理課</u> 、企画戦略部
	帰宅困難者が発生した時に、市町村、関係事業者と警察等の実動組織が連携して、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。あわせて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す。	<u>危機管理課</u> 、企画戦略部
	府と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく。	<u>危機管理課</u> 、企画戦略部
観光客の安全確保	観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する。	<u>危機管理課</u> 、企画戦略部
	外国人観光客等に対して、わかりやすい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。また、災害時に大使館、領事館と迅速な情報共有ができるよう、平時から府を通じた連携体制を構築する。	<u>危機管理課</u> 、企画戦略部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
浄水（受水）施設の耐震化	<u>43.5%</u>	上下水道部
配水池の耐震化	<u>84.4%</u>	上下水道部

水道管路の耐震化	23.2%	上下水道部
水道危機管理対策マニュアルの見直し	100%	上下水道部
下水道管の耐震化（幹線管渠）	更新に合わせて実施	上下水道部
加茂浄化センターの耐震化	R3～R10	上下水道部
第2次木津川市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画	同計画に基づき実施	建設部
木造住宅耐震診断士派遣事業	木津川市建築物耐震改修促進計画に基づく	建設部
木造住宅耐震改修等事業	木津川市建築物耐震改修促進計画に基づく	建設部
空家等対策事業	木津川市空家等対策計画に基づく	建設部
小学校施設（老朽化校舎）の改築又は改修	R2～	教育部

(3) 保健医療・福祉

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
医療・福祉施設の耐震化等	医療施設・社会福祉施設の耐震化を図る。	健康福祉部、教育部
	天井崩壊防止対策、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。	健康福祉部
災害時の医療・救護体制の整備	山城南災害医療連携協議会の研修会及び・訓練に参加する。	危機管理課、健康福祉部
	災害用医薬品について、府と連携した確保体制を強化する。	健康福祉部
感染症のまん延防止	災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。	健康福祉部
特別な配慮が必要な人への支援	災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、 <u>乳幼児用液体ミルク等の備蓄</u> 、個別	危機管理課、健康福祉部

	避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。	
	自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。	危機管理課、健康福祉部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
保健施設（保健センター）の耐震化	100%	健康福祉部
加茂保健センターの解体	R7未耐震施設の解体	健康福祉部
山城南災害医療連携協議会等が実施する災害に関する研修会・訓練への参加	100%	健康福祉部
乳幼児用液体ミルクの備蓄	R5～	健康福祉部
手指消毒液等の備蓄	一定数量の確保	健康福祉部
個別避難計画の策定（PJチーム）	R6～	健康福祉部

（4）エネルギー

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
再生可能エネルギー設備の普及促進	市の公共公益施設、特に避難所に指定されている施設等について、停電発生時において業務等の継続への影響を最小限にするため、再生可能エネルギー設備等の設置及びそれらを補完する蓄電池や天然ガスコーチェネレーション、燃料電池と組み合わせた普及について、検討する。	各施設管理部署
	温室効果ガスの排出抑制のみならず、停電時に市民が電力を使用できるよう、京都府と協力して、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた、家庭向け再生可能エネルギー設備の普及を図る。	市民環境部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
エコ生活応援補助金（太陽光発電・蓄電設備）	京都府と協力して実施	府 市民環境部

(5) 金融

推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
事業の再開に必要な資金の確保	<p>地元金融機関による連携型B C Pを推進し、金融サービス機能が停止しないよう連携体制の構築を図る。</p> <p>速やかに経済活動が再開できるよう、市内金融機関と平時より融資制度等について協議する。</p>	総務部、企画戦略部、市長直轄組織（会計課）

(6) 情報通信

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
市民への通信手段の確保	防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、防災行政無線をはじめとする通信伝達手段の多様化及び継続性の確保・強化を促進する。	危機管理課、総務部
	携帯情報端末等を活用し、多言語で観光防災情報を提供する。	企画戦略部
	安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi等の環境を避難所等に整備する。	企画戦略部、健康福祉部、教育部
災害危険情報の収集・伝達体制の確立	府が実施する京都府総合防災情報システム（ネットを活用した防災情報の共有システム）を効率的に活用した訓練に参加する。	危機管理課
	「NHKニュース・防災」等のスマホ防災アプリや府が運用する水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、市民に周知する。	危機管理課
	要配慮者世帯に対する情報伝達手段の確保100%を目指し推進する。	危機管理課

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
木津川市防災情報メール・公式LINEアカウント登録	登録者数 2.5万人	危機管理課、企画戦略部
要配慮者世帯に対する情報伝達手段の確立	電話登録 200件 (R7)	危機管理課

保		
地区防災計画・地区タイムラインの策定	策定率 100%(R7)	<u>危機管理課</u>

(7) 産業構造

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
B C P の推進による京都全体の活力の維持	地域・業界の連携、オール京都での体制確立等を図ることにより、「京都B C P」の推進に協力する。	各部
	企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。	<u>危機管理課、企画戦略部</u>
地域産業の活力維持	復興に係る対策本部の設置手順の構築やマニュアルの作成等、ボランティア、N P O等の地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。	<u>危機管理課、企画戦略部、各部</u>
観光業や農林水産業の風評被害対策	正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、府内産農林水産物の販売促進や放射線物質検査等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から府と連携して推進する。	<u>危機管理課、企画戦略部、建設部</u>
交通・物流施設の耐災害性の向上	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等特に対策が必要な重要路線に対し、無電柱化等を計画的に推進していく。	建設部
ライフライン施設の整備	企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。	<u>危機管理課、企画戦略部、上下水道部</u>

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
事業継続力強化支援計画の策定	R4	木津川市商工会、企画戦略部

(8) 交通・物流

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
道路等の整備・耐震化	重要路線の拡幅・耐震補強、物資輸送拠点となる鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。	建設部
災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保	災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、無電柱化及び法面防災対策、重要路線を守るためにも治水、土砂災害対策を着実に促進する。	建設部
交通・物流施設の耐災害性の向上	救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等特に対策が必要な重要路線に対し、無電柱化等を計画的に推進していく。	建設部
	医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。	健康福祉部、建設部
	災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、京奈和自動車道をはじめ、国道及び府道の整備促進を要望するとともに、市域における強靭化をより一層図るため、幹線道路ネットワークの強化に向け、関係機関とともに検討を進める。また、広域幹線	建設部

	道路と一体となった道路ネットワークの形成のため、防災拠点等へのアクセス等、市管理の重要路線の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める。	
	災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土砂災害の対策を併せて推進する。	建設部
交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化	複軸の交通ネットワークの構築（災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保）に向けて、京奈和自動車道等の高速道路ネットワークや鉄道ネットワークの整備等を着実に進める。	<u>企画戦略部</u> 、建設部、関係事業者

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
国道 163 号精華拡幅（精華町～木津川市）		国
国道 24 号城陽井手木津川バイパス（城陽市～木津川市）		国
山手幹線（京田辺市～木津川市）		府
国道 163 号（木津川市加茂町錢司地区～和束町木屋地区）		府
天理加茂木津線（木津川市加茂町大野地区）		府
上狛城陽線（木津川市～城陽市）		府
枚方山城線（木津川市）		府
JR 奈良線第 2 期高速化・複線化（京都市、宇治市～木津川市）	R2～R8	府、JR
木津川台駅前線（木津川市吐師地区）	R2～R9 予定	建設部

(9) 農林水産

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
農地・農業用施設の防災対	ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めると	建設部

※

策	ともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの更新等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。 ※ 防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等の公共公益施設等に影響を与えるおそれがあるため池	
	農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。	建設部
	長期緩慢災害の恐れのある高温、低温、多雨等の情報をホームページで農業者や市民に周知する。	建設部

資材の供給体制の整備	農林業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道・林道等の確保・整備を推進する。	建設部
森林の整備・保全	森林管理法に基づく「新たな森林管理システム」を活用した森林の適切な管理と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、府と連携して災害を防止する。	建設部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
調査を要する防災重点ため池の調査	全 93 箇所 (R2～R11)	建設部
防災重点ため池の安心安全マップ作成	全 93 箇所 (R2～R11)	建設部
ため池改修工事（梅谷地内）	2 箇所 (R3～R7 予定)	府
ため池廃池工事（小坊院池）	1 箇所 (R6～R7 予定)	建設部
農道橋りょう点検及び施設整備保全計画の策定・修繕事業	R2～ 施設保全計画に基づき実施	建設部
林道の橋梁点検及び診断・修繕事業	R2～ 個別施設計画に基づき実施	建設部

(10) 国土保全

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
総合的な治水対策（流域治水）	平成25年の台風第18号や平成29年の台風第21号の豪雨等による大規模な浸水被害をはじめ、近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、府、関係市町村及び企業等のあらゆる関係者が協働して、集水域・河川区域のみならず、氾濫域も含めた一つの流域として捉え、①氾濫ができるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を、ハード・ソフト一体となって取り組む総合的治水対策（流域治水）を推進する。	建設部、上下水道部、 <u>危機管理課</u> 、市民 <u>環境部</u>
	市民の生命や財産を水害から守るため、過去に内水被害が発生している一級河川小川をはじめとした木津川支流域において、内水を強制排水するための排水設備などの改修・整備を進める。	建設部
	浸水被害対策については、河川管理施設等の維持管理・補強等、また、排水施設、雨水貯留浸透施設の整備等のハード対策を着実に推進する。	建設部、上下水道部
	公園や校庭等を利用した雨水貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取組への支援、森林の水源涵養機能の維持・向上、遊水機能を有する土地の保全に努める。	建設部、教育部、 <u>危機管理課</u>
	公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の整備、排水機場の適切な操作、ため池の決壊の防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行う。	建設部、 <u>危機管理課</u>
河川、下水道等施設の整備・耐震化	木津川について、国や府と連携して河川整備に関する要望、協議及び実行など、積極的に協力する。	建設部
	京都府が計画的に実施する河川整備について	建設部

	は、木津川市域に多い天井川の対策など市街地・住宅地への浸水を防ぐための治水対策に積極的に協力する。	
	下水道施設の雨水対策については、雨水貯留施設を設置する等により、浸水被害の軽減を図る。	上下水道部
家庭向け雨水タンクの普及促進	水資源の有効活用のみならず、豪雨時の浸水被害の軽減及び断水時に市民が水を使用できるよう、京都府と協力して、家庭向け雨水タンクの普及を図る。	市民環境部
洪水ハザードマップ作成等	洪水ハザードマップの作成（情報の随時追加を含む）をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。	危機管理課、建設部
総合的な土砂災害対策	府が推進する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の砂防関係施設等の整備といったハード整備の着実な推進にあわせて、土砂災害警戒区域等の指定、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等の対策に、市は積極的に協力する。 土砂災害の被害を防止するため、土砂災害特別警戒区域内の住宅等について、土砂災害対策改修や住宅の移転を促進する。また、取り組みを促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	危機管理課、建設部
道路・橋梁の維持補修	市で管理する道路及び橋梁等の長寿命化、耐震化対策を計画的に推進する。	建設部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
木津川河川整備（八幡市～笠置町）		国
大井手川河川改修（木津川市）		府
赤田川河川改修（木津川市）		府
天井川対策（木津川市）		府
急傾斜地崩壊対策（木津川市）		府

小川内水対策事業	R2～R7 予定	建設部
貝鍋川改修事業		建設部
橋梁の点検・修繕事業	木津川市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき実施	建設部
市道トンネルの点検調査（5年に1回）	木津川市トンネル長寿命化修繕計画に基づき実施	建設部
横断歩道橋の点検整備（5年に1回）	木津川市横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づき実施	建設部
住宅・建築物耐震改修事業（土砂災害対策改修支援事業）	継続実施	建設部
がけ地近接等危険住宅移転事業	継続実施	建設部
エコ生活応援補助金（雨水タンク）	京都府と協力して実施	府 市民環境部
木津川市総合防災マップの改訂	R6	危機管理課

(11) 環境

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
災害廃棄物処理	災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等を適正・円滑・迅速に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、市民の生活基盤を早期に復旧・復興させる。	市民環境部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
災害廃棄物仮置場の候補地の選定	一次仮置場 3,000 m ² 二次仮置場 10ha を確保する。	市民環境部

(12) 土地利用（国土利用）

推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
安心・安全を実現す	災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状	危機管理課、各部

る国土利用	況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共公益施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。	
緊急避難場所・避難所の整備等	平成31年度に定めた「災害の種類別の指定緊急避難場所・指定避難所」の周知を図るとともに、避難所環境の充実化を図る。	危機管理課、健康福祉部、教育部
	原子力災害時の広域避難者を円滑に受け入れが可能となるよう、避難所の運営体制等を整備する。	危機管理課
地籍調査の推進	被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要な土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。	建設部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
指定避難所環境改善に資する計画策定	R8	各施設所管部
国道24号城陽井手木津川バイパスの地籍調査		建設部

(13) 伝統・文化の保全

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
文化財の保護・保全	文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、市は、市内にある国、府・市指定文化財の保管状況を把握した上で、実践的な消防訓練等防災対策に取り組む。	教育部
	市及び文化財所有者等は、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。	教育部
文化財建造物等の耐震化	文化財建造物は、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全	教育部

	を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を促進する。	
文化財の防火対策	文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、市は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう、文化財防火デーの消火訓練や防火講習会等を相楽中部消防組合と調整して実施し、文化財レスキューボード等の構築を推進する。	危機管理課、教育部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
歴史文化基本構想策定事業（木津川市文化財保存活用地域計画の策定）	R5 完了	教育部
指定・未指定文化財台帳整備事業	100% (R5)	教育部
指定等文化財保存修理・維持管理事業	年間 40 件、市補助金額 1,000 万円	所有者、教育部
史跡名勝天然記念物等整備事業	国指定 3/7 件 府指定 0/2 件 市指定 0/5 件 府暫定登録 0/3 件	教育部
京都府文化財保護指導委員	巡視 50 回/年	府、教育部
文化財防火デー合同立入り事業	寺社查察 39ヶ所/年 寺社消防訓練 2回/年	相楽中部消防本部、教育部
文化財防災設備整備事業(市有文化財収蔵庫整備)		教育部
文化財資料刊行事業		教育部

[横断的分野]

(1) リスクコミュニケーション

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
災害危険情報の提供	市民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、マルチハザード情報	危機管理課

	提供システムの周知を図る。	
地域の「つながり」の強化	救出・救助活動により多くの生命を守るために、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。	危機管理課
多国籍市民等への災害時支援等	多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、市町村等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、多国籍市民等と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する。	危機管理課、企画戦略部、教育部
消防団の活性化	消防団員の消防学校での教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど消防団の機能強化を図る。	危機管理課

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
木津川市総合防災マップの改訂版の作成及びデータ更新	R6～R7（全戸配布）	危機管理課
消防団活動支援アプリの普及	R6～R7	危機管理課
自主防災組織の結成推進	結成率 85% (R10)	危機管理課
消防団員の充足	団員募集の継続	危機管理課

(2) 人材育成

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
------	------	-------

市民に対する 教育・訓練	木津川市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る。	<u>危機管理課</u>
	将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。	<u>危機管理課</u>
	市民等が参加する実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。	<u>危機管理課</u>
自主防災組織 の活動促進	自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、地区防災計画の素案の作成や防災訓練等を促進するとともに、府と連携して自主防災リーダーの育成を進める。	<u>危機管理課</u>
職員の技術力 向上	近畿市町村災害復旧相互支援機構へ参画することにより、技術職員が平時においても、災害査定に関する勉強会等に参加できる環境を整え、技術力の向上に取り組む。	建設部

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
自主防災組織等リーダーの育成	継続実施	<u>危機管理課</u>
防災士の育成	R2～R8（350名）	<u>危機管理課</u>
技術職員の育成	継続実施	建設部

(3) 官民連携

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
N P O ・ ボラ ンティアとの 連携強化	災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府・市、社会福祉協議会、N P O 、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築するとともに、災害ボランティアセンターの機能向上を図る。	<u>危機管理課</u> 、健 康福祉部
	災害時に各地から集まるN P O やボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野ごとに重層的に養成する。	<u>危機管理課</u>
迅速な応急復	災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急	<u>危機管理課</u> 、建

旧等に向けた応援協力体制の確保等	復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。併せて、応援部隊等との連携協力関係体制も整備する。	設部
------------------	--	----

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
災害時協定等関係団体等との連絡先及び連携要領の確認	継続実施	危機管理課
近畿市町村災害復旧相互支援機構への参画	継続参画	建設部

(4) 老朽化対策

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
安心・安全に係る公共公益施設の適正な維持・更新	市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画に基づく、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。また、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行う。	施設所管部局
	市民が安心して公共公益施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。	総務部、施設所管部局

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
「木津川市公共施設等総合管理計画」の見直し		総務部

総合管理計画に基づく個別施設計画の策定		総務部、施設所管部局
木津川市公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策事業		建設部、教育部

(5) 研究開発

ア 推進方針と主管部局

推進項目	推進方針	主管部局等
国・府の研究開発成果の活用	災害に強いまちづくりに資する科学的知見に基づく研究開発情報を積極的に収集し、市の強靭化に活用する。	各部局

イ 主な事業

計画期間内に実施する市内の国土強靭化に資する事業

事業名	目標	実施主体
研究開発情報の収集	収集の継続	各部局

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してP D C Aサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、リーサス（R E S A S）等ビッグデータを活用しながら、国、府、防災関係機関、市民、地域、N P O、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靭化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、51の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき14の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

事前に備えるべき目標	特に回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通路等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	地震による土砂災害や堤防決壊等による死傷者の発生
	1-3	台風・豪雨等に伴う洪水及び広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
	1-4	台風・豪雨等による大規模な土砂災害の発生による死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や避難体制の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-7	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信（防災行政無線、ネット回線、携帯電話等）の麻痺・長期停止
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4	基幹陸上交通ネットワークの機能停止に伴う人・物資の流通の停滞による各種事業への甚大な影響
	5-6	食料・水等の安定供給の停滞
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	木造密集地等での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

木津川市国土強靭化地域計画

令和2年3月

令和3年12月一部修正

令和4年12月一部修正

令和5年12月一部修正

令和6年12月一部修正

編 集

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市役所 市長直轄組織 危機管理課

TEL: 0774-72-0501 (代)

FAX: 0774-75-3900

E-mail: kikikanri@city.kizugawa.lg.jp